

令和5年度随時2、3級、基礎級技能検定の実施について、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年3月1日

1 実施職種、作業、等級、手数料

実施職種	作業	等級	手数料	
			実技試験	学科試験
さく井	パーカッション式さく井工事	随時2、3級、	18,200円	3,100円
	ロータリー式さく井工事	基礎級		
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	随時2、3級、	18,200円	3,100円
	非鉄金属鑄物鑄造	基礎級		
鍛造	ハンマ型鍛造	随時2、3級、	18,200円	3,100円
	プレス型鍛造	基礎級		
機械加工	普通旋盤	随時2、3級、	18,200円	3,100円
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス	随時2、3級、 基礎級	18,200円	3,100円
鉄工	構造物鉄工	随時2、3級、 基礎級		
建築板金	内外装板金	随時2、3級、	18,200円	3,100円
	ダクト板金	基礎級		
工場板金	機械板金	随時2、3級、 基礎級	18,200円	3,100円
めっき	電気めっき	随時3級、基礎級		
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	随時3級、基礎級	18,200円	3,100円
仕上げ	治工具仕上げ	随時2、3級、 基礎級		
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査	随時2、3級、 基礎級	18,200円	3,100円
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	随時2、3級、 基礎級		

電子機器組立て	電子機器組立て	随時 2、3 級、 基礎級		
電気機器組立て	回転電機組立て	随時 3 級、基礎級		
	配電盤・制御盤組立て	随時 2、3 級、 基礎級		
	回転電機巻線製作	随時 3 級、基礎級		
プリント配線板製造	プリント配線板製造	随時 2、3 級、 基礎級		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	随時 2、3 級、 基礎級		
染色	織物・ニット浸染	随時 2、3 級 基礎級		
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	随時 2、3 級、 基礎級		
寝具製作	寝具製作	随時 2、3 級、 基礎級		
帆布製品製造	帆布製品製造	随時 2、3 級、 基礎級		
家具製作	家具手加工	随時 2、3 級、 基礎級		
建具製作	木製建具手加工	随時 2、3 級、 基礎級		
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	随時 2、3 級、 基礎級		
	印刷箱製箱			
	貼箱製造			
	段ボール箱製造			
印刷	オフセット印刷	随時 2、3 級、 基礎級		
製本	製本	随時 3 級、基礎級		
プラスチック成形	圧縮成形	随時 3 級、基礎級		
	射出成形	随時 2、3 級、 基礎級		
	インフレーション成形	随時 3 級、基礎級		
	ブロー成形			

強化プラスチック成形	手積み積層成形	随時 2、3 級、 基礎級		
石材施工	石材加工	随時 2、3 級、 基礎級		
	石張り	随時 2、3 級、 基礎級		
パン製造	パン製造	随時 2、3 級、 基礎級		
ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	随時 3 級、基礎級		
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	随時 3 級、基礎級		
建築大工	大工工事	随時 2、3 級、 基礎級		
かわらぶき	かわらぶき	随時 2、3 級、 基礎級		
とび	とび	随時 2、3 級、 基礎級		
左官	左官	随時 2、3 級、 基礎級		
タイル張り	タイル張り	随時 2、3 級、 基礎級		
配管	建築配管	随時 2、3 級、 基礎級		
	プラント配管	随時 2、3 級、 基礎級		
型枠施工	型枠工事	随時 2、3 級、 基礎級		
鉄筋施工	鉄筋組立て	随時 2、3 級、 基礎級		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	随時 2、3 級、 基礎級		
防水施工	シーリング防水工事	随時 2、3 級、 基礎級		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	随時 2、3 級、 基礎級		
	カーペット系床仕上げ工事			
	鋼製下地工事			
	ボード仕上げ工事			
熱絶縁施工	保温保冷工事	随時 2、3 級、 基礎級		

サッシ施工	ビル用サッシ施工	随時 2、3 級、 基礎級		
表装	壁装	随時 2、3 級、 基礎級		
塗装	建築塗装	随時 2、3 級、 基礎級		
	金属塗装			
	鋼橋塗装			
	噴霧塗装			
工業包装	工業包装	随時 3 級、基礎級		

2 受検資格

(1) 随時 2 級

基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 随時 3 級

基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

(3) 基礎級

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第 2 条第 1 項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

3 実施期日・実施場所

静岡県職業能力開発協会が事前に試験日及び試験会場を受検申請者あてに通知する。

4 問題の公表

静岡県職業能力開発協会が事前に実技試験の問題を受検申請者あてに送付する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（パスポートの写し等）を添付）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合はその資格を証する書面

(2) 提出先

静岡県職業能力開発協会

所在地 〒424-0881 静岡市清水区楠160

電話番号 054-345-9377

FAX番号 054-345-2397

(3) 受付期間

随時受け付ける。

6 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料の額を銀行振り込みにより納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、手数料を返還しない。

7 合格者の発表

試験の合否結果については、書面で通知する。

8 その他

受検希望者は、技能検定受検申請書及び受検案内を静岡県職業能力開発協会に請求すること。また、技能検定について不明な点があれば、静岡県職業能力開発協会に問い合わせること。